

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 題名

題名を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」とすること。（題名関係）

## 第二 目的

この法律は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、農林漁業及び食品産業の事業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るとともに、農林漁業及び食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に対し資金供給を行い、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

## 第三 農業法人投資育成事業の対象法人の追加

農業法人投資育成事業について、その対象として、農業法人（農事組合法人又は株式会社等（株式会社又は持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業を営むものをいう。以下同じ。）に加えて、以下の法人を追加することとし、事業名を「農林漁業法人等投資育成事業」へと変更すること。

一 株式会社等であって林業を営むもの

二 株式会社等であつて漁業を営むもの及び漁業生産組合

三 農事組合法人又は株式会社等であつて、農林水産物若しくは食品の製造、加工、流通、販売若しくは輸出又はこれらを飲食させる役務の提供を営むもの（農業法人並びに一及び二に掲げるものを除く。）

四 農事組合法人又は株式会社等であつて、農林水産物の生産又は三の事業の合理化、高度化その他の改善の支援その他の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動として農林水産省令で定めるものを行うもの（農業法人及び一から三までに掲げるものを除く。）（第二条関係）

第四 第三の四の法人への投資を行う場合における事業計画の承認要件の追加

第三の四の法人への投資を行うおとする株式会社又は投資事業有限責任組合については、農林漁業法人等投資育成事業の事業計画（以下「事業計画」という。）に当該法人が行う事業活動の内容を記載するものとし、その内容が農林水産大臣が定める基準に照らして適切である場合に事業計画を承認するものとする。

（第三条第三項及び第五項第五号関係）

第五 外国法人である農林漁業法人等への投資を行う場合における事業計画の承認要件の追加

外国法人である農林漁業法人等への投資を行うおとする株式会社又は投資事業有限責任組合について

は、事業計画に当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人である農林漁業法人等と我が国の農林漁業又は食品産業の事業者（第七において「国内事業者」という。）との関連性を記載するものとし、その内容が農林水産大臣が定める基準に照らして適切である場合に事業計画を承認するものとする。 （第三条第四項及び第五項第五号関係）

#### 第六 水産業協同組合法の特例

事業計画の承認を受けた株式会社は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第七十九条の規定の特例として、漁業生産組合の組合員となることができるものとする。 （第十一条関係）

#### 第七 投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例

第五に係る事業計画の承認を受けた投資事業有限責任組合が行う投資（当該投資の対象とする外国法人である農林漁業法人等が国内事業者と密接な関連性を有するとともに、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動が当該国内事業者の事業の発展に寄与すると認められることについて、農林水産大臣の確認を受けた場合に限る。）については、投資事業有限責任組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）による海外投資割合に対する規制の対象外とすること。

（第十二条関係）

## 第八 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第二条及び第三条関係）